

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果

令和4年11月24日（木）から令和4年12月23日（金）までの間、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

1. 実施期間

令和4年11月24日（木）～令和4年12月23日（金）

2. 意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計（意見提出者数）	（参考）延べ意見数
5	0	5	10

※ 氏名、連絡先が未記載のもの、個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容のものなど、意見募集要領の要件を満たさない意見は無効とした。

3. 事項別の意見集計結果

提出された意見については、対象事項別に意見概要とその理由を整理し、意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめた。省令案の事項別の意見の集計結果は以下のとおりである。

動物愛護管理法施行規則	規定内容	意見の種類数
第21条の6	マイクロチップの取外しの禁止	0
第21条の11第1項	都道府県知事に対する情報提供	0
第21条の11第2項	都道府県知事及び市町村長に対する情報提供	0
第21条の11第3項	獣医師に対する情報提供	4
第21条の11第4項	厚生労働大臣に対する情報提供	1
その他		1

4. 提出された意見の概要

■ 獣医師に対する情報提供

- ① 全ての獣医師に対して情報提供して欲しい。
- ② 獣医療法第7条に基づく往診専門の獣医師に対しても情報提供するようにして欲しい。
- ③ 令和5年から誕生する愛玩動物看護師に対しても情報提供して欲しい。
- ④ 環境大臣が提供する情報は、飼い主に連絡するための情報のみとすること。

■ 厚生労働大臣に対する情報提供

- ① 農林水産省動物検疫所の獣医師（農林水産大臣）に対しても情報提供して欲しい。
- その他
 - ① 警察署長に対しても情報提供して欲しい。

5. 寄せられた意見の概要、意見の理由及び意見に対する回答

資料1－2参照。